

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり算定しましたので公表します。

1 健全化判断比率

いずれの指標についても、早期健全化基準未達であり、財政健全化団体になるような比率ではありません。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
※ -	※ -	7.9	82.7

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「- (ハイフン)」と表示しています。

「参照」

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業がなく、該当ありません。

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率 ※
水道事業会計	-
下水道事業会計	-
観光施設事業特別会計	-
中央卸売市場事業特別会計	-
生活排水事業特別会計	-

※資金不足が生じていないため、資金不足比率は「- (ハイフン)」と表示しています。

経営健全化基準はいずれも20%

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合計額）の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 一般会計等の実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

一般会計や一部の特別会計について、実質的な赤字額を「標準財政規模」の額で除して赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【標準財政規模】

地方自治体が標準的な財政活動を行う上で必要な一般財源の規模を示す指標で、「標準税収入額＋普通交付税額＋臨時財政対策債発行可能額」で求められる。

【令和元年度決算】

一般会計等においては、33億5,471万6千円の黒字であり、平成30年度と同様に赤字は生じておらず、実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

一般会計等に属する会計名	実質収支額	
	令和元年度	平成30年度
1 一般会計	3,200,356	2,317,493
2 土地取得特別会計	0	0
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	154,360	101,769
4 診療所事業特別会計	0	0
5 長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計	0	0
計 (A)	3,354,716	2,419,262
標準財政規模 (B)	98,722,898	99,391,617
実質赤字比率 (%) A ÷ B	－	－

(2) 連結実質赤字比率

全会計（財産区特別会計を除く）における連結実質赤字額の「標準財政規模」に対する比率。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(A) 連結実質赤字額}}{\text{(B) 標準財政規模}}$$

すべての会計の赤字や黒字を合算し、「標準財政規模」の額で除して地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示したもの。

【令和元年度決算】

観光施設事業特別会計において、890万円の赤字があるものの、全会計においては、285億386万3千円の黒字であり、連結実質赤字比率は「－（ハイフン）」として表示している。

(単位：千円)

会計名	実質収支額 資金剰余額		
	令和元年度	平成30年度	
1 一般会計等	3,354,716	2,419,262	
2 公営企業に係る特別会計以外の会計	1,379,501	2,339,244	
	(1) 国民健康保険事業特別会計	224,416	244,120
	(2) 介護保険事業特別会計	1,093,777	2,029,726
	(3) 後期高齢者医療事業特別会計	61,288	65,398
	(4) 駐車場事業特別会計	20	0
3 公営企業に係る特別会計	23,769,646	21,948,062	
	(1) 水道事業会計	14,325,224	13,908,722
	(2) 下水道事業会計	9,453,322	8,027,287
	(3) 観光施設事業特別会計	▲8,900	12,036
	(4) 中央卸売市場事業特別会計	0	0
	(5) 生活排水事業特別会計	0	17
計 (A : 1 + 2 + 3)	28,503,863	26,706,568	
標準財政規模 (B)	98,722,898	99,391,617	
連結実質赤字比率 (%) A ÷ B	－	－	

(3) 実質公債費比率

公債費及びこれに準じた経費を加算した実質的な公債費の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(A) 地方債の元利償還金充当一般財源} + \text{(B) 準元利償還金} - \text{(C) 交付税措置額}}{\text{(D) 標準財政規模} - \text{(C) 交付税措置額}}$$

(3か年平均)

一般会計等における公債費充当一般財源に公営企業の地方債償還額に対する一般会計の繰出金など公債費に準ずる経費を加算し、実質的な公債費を算出の上、「標準財政規模」を基本とした額と比較して、公債費負担の度合いを示したもの。

【令和元年度決算】

平成29年度から令和元年度の3か年平均で算出した令和元年度の実質公債費比率は7.9%であり、平成30年度の7.6%から0.3ポイント増加している。

これは、分子の構成要素である地方債の元利償還金充当一般財源が増加したこと及び分母の構成要素である標準財政規模が普通交付税の減などにより減したことによるものである。

(単位：千円)

	R元	H30	H29	H28
A 地方債の元利償還金 充当一般財源	17,521,359	17,994,549	17,571,832	17,169,030
B 準元利償還金	5,027,501	5,062,279	5,195,459	5,243,752
C 交付税措置額	15,951,710	16,261,558	16,340,226	16,347,952
D 標準財政規模	98,722,898	99,391,617	100,097,096	100,701,057
実質公債費比率 (%) (A+B-C) ÷ (D-C)	7.97035	8.17426	7.67348	7.18981
令和元年度 (%) (3か年平均)	7.9			
平成30年度 (%) (3か年平均)		7.6		

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、「標準財政規模」を基本とした額に対する比率。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{(A) 将来負担額} - \text{(B) 充当可能財源等}}{\text{(C) 標準財政規模} - \text{(D) 交付税措置額}}$$

地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等に対する一般会計の繰入見込額、退職手当負担見込額などの現時点で想定される将来の負担（将来負担額）を「標準財政規模」を基本とした額と比較して指標化したもの。

【令和元年度決算】

令和元年度末における将来負担額は、3,293億390万6千円で、地方交付税措置見込額や公営住宅使用料といった将来負担額に充当可能な財源を差し引いた実質的な将来負担額は685億694万6千円となり、「標準財政規模」を基本とした額に対する割合は82.7%で、平成30年度末の69.5%から13.2ポイント増加している。

これは学校教育施設等整備事業債等の地方債現在高が増したことにより、「A 将来負担額」が増したこと、また、減債基金の減などの充当可能基金が減したことなどにより、「B 充当可能財源等」が減したことなどによるものである。

(単位：千円)

項目	金額	
	令和元年度	平成30年度
A 将来負担額	329,303,906	326,255,030
(1) 地方債の現在高	267,543,258	261,846,005
(2) 債務負担行為に基づく支出予定額	144,086	199,026
(3) 公営企業債等繰入見込額	42,718,399	44,921,768
(4) 組合負担等見込額	0	0
(5) 退職手当負担見込額	16,399,480	17,158,832
(6) 設立法人の負債額等負担見込額	2,498,683	2,129,399
うち地方独立行政法人	2,472,146	2,100,911
うち第三セクター	26,537	28,488
(7) 連結実質赤字額	0	0
(8) 組合連結実質赤字額負担見込額	0	0
B 充当可能財源等	260,796,960	268,429,785
(1) 充当可能基金	47,953,505	50,020,106
(2) 充当可能特定歳入	35,702,357	38,120,137
(3) 基準財政需要額算入見込額	177,141,098	180,289,542
C 標準財政規模	98,722,898	99,391,617
D 交付税措置額	15,951,710	16,261,558
将来負担比率 (%)	82.7	69.5
(A - B) ÷ (C - D)		

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額（実質赤字）の事業規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{(A) 資金不足額}}{\text{(B) 事業規模}}$$

公営企業の資金不足額（実質赤字）を、公営企業の事業規模（料金収入の規模）と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示したもの。

【令和元年度決算】

観光施設事業特別会計において、890 万円の資金不足、資金不足率は 1.6%となっているものの、経営健全化基準の 20%は下回っている。その他の会計においては、資金不足は生じておらず、資金不足比率は－（ハイフン）として表示している。

令和元年度

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	14,325,224	9,228,666	—
	2 下水道事業会計	9,453,322	8,028,429	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	▲8,900	538,040	1.6
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	135,187	—
	5 生活排水事業特別会計	0	126,854	—

※ 法適、法非適は地方公営企業法の適用について記載している。

平成 30 年度（参考）

(単位：千円)

会計名		資金剰余額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (%) A ÷ B × 100
法 適	1 水道事業会計	13,908,722	9,474,634	—
	2 下水道事業会計	8,027,287	8,162,930	—
法 非 適	3 観光施設事業特別会計	12,036	640,219	—
	4 中央卸売市場事業特別会計	0	136,937	—
	5 生活排水事業特別会計	17	125,412	—

3 参考

(1) 財政健全化法の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）は、財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度として整備されたもので、平成19年度決算から健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付したうえで、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、健全化判断比率のうちどれか一つでも早期健全化基準以上になると、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政再生基準以上になると、財政再生計画を策定するとともに、国の関与の下で財政再生に取り組まなければならないとなっています。同様に、公営企業ごとの資金不足比率についても、経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定等が義務付けられています。

(2) 長崎市の会計と健全化判断比率等の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率※2	将来負担比率※2
	特別会計※1	土地取得				
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業				
		診療所事業				
長崎市立病院機構病院事業債管理						
公営事業会計	公営企業会計	国民健康保険事業	資金不足比率			
		駐車場事業				
		介護保険事業				
		後期高齢者医療事業				
		法 適	水道事業			
			下水道事業			
		法非適	観光施設事業			
			中央卸売市場事業			
			生活排水事業			

※1 財産区特別会計は算定の対象となりません。

※2 実質公債費比率及び将来負担比率については、一部事務組合等の要素を含みます。